

議第283号から議第301号まで

損害賠償の額の決定について

平成25年9月16日に小栗栖排水機場の周辺地域において発生した同排水機場のポンプの停止に起因する浸水事故について、損害賠償の額を次のように定める。

平成26年2月28日提出

京都市長 門 川 大 作

議案番号	損害賠償額	事故の概要	
		被害者	損害の程度
283	円 2,626,134		建物の床下及び家財等の損傷等
284	1,888,218		建物の1階及び外構並びに家財等の損傷等
285	1,825,408		建物の1階及び外構並びに家財等の損傷等
286	1,592,410		家財等の損傷等
287	1,592,410		家財等の損傷等
288	1,545,532		建物の1階及び外構、家財等並びに車両等の損傷等

289	1,459,857		建物の1階及び外構並びに家財等の損傷等
290	1,414,783		建物の1階及び外構並びに家財等の損傷等
291	1,325,122		建物の1階及び外構並びに家財等の損傷等
292	1,179,035		建物の1階及び外構、家財等並びに車両等の損傷等
293	1,105,450		車両等の損傷
294	1,047,737		建物の地下1階及び外構並びに家財等の損傷等
295	922,223		家財等の損傷等
296	864,350		家財等の損傷等
297	864,350		家財等の損傷等

298	818,886		建物の床下及び車両等の損傷等
299	767,350		車両等の損傷
300	744,153		建物の1階及び外構、家財等並びに車両の損傷等
301	502,929		建物の床下及び家財等の損傷等

提案理由

損害賠償の額を定める必要があるので提案する。